

平成 30 年度第 2 回上越市介護保険運営協議会 次第

日時：平成 30 年 10 月 25 日（木）

会場：上越市市民プラザ

1 開会

2 委嘱状交付

3 会長・副会長の選出

4 協議

(1) 介護保険運営協議会の役割について

(2) 第6期介護保険事業計画評価について

(3) 第7期介護保険事業計画について

(4) 第7期介護保険事業計画期間における施設整備について

- ・ 認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護の公募結果について

(5) 上越市版オレンジプランの策定について

(6) その他

5 閉会

上越市介護保険運営協議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上越市介護保険条例（平成12年上越市条例第3号）第19条の規定に基づき置かれる上越市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の円滑な運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 運営協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険運営に関する重要事項の調査審議に関すること。
- (2) 介護保険事業計画の検証及び見直しに関すること。
- (3) その他介護保険の運営に関し必要なこと。

(会長)

第3条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 運営協議会の会議は、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 運営協議会の庶務は、高齢者支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会の議決により定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

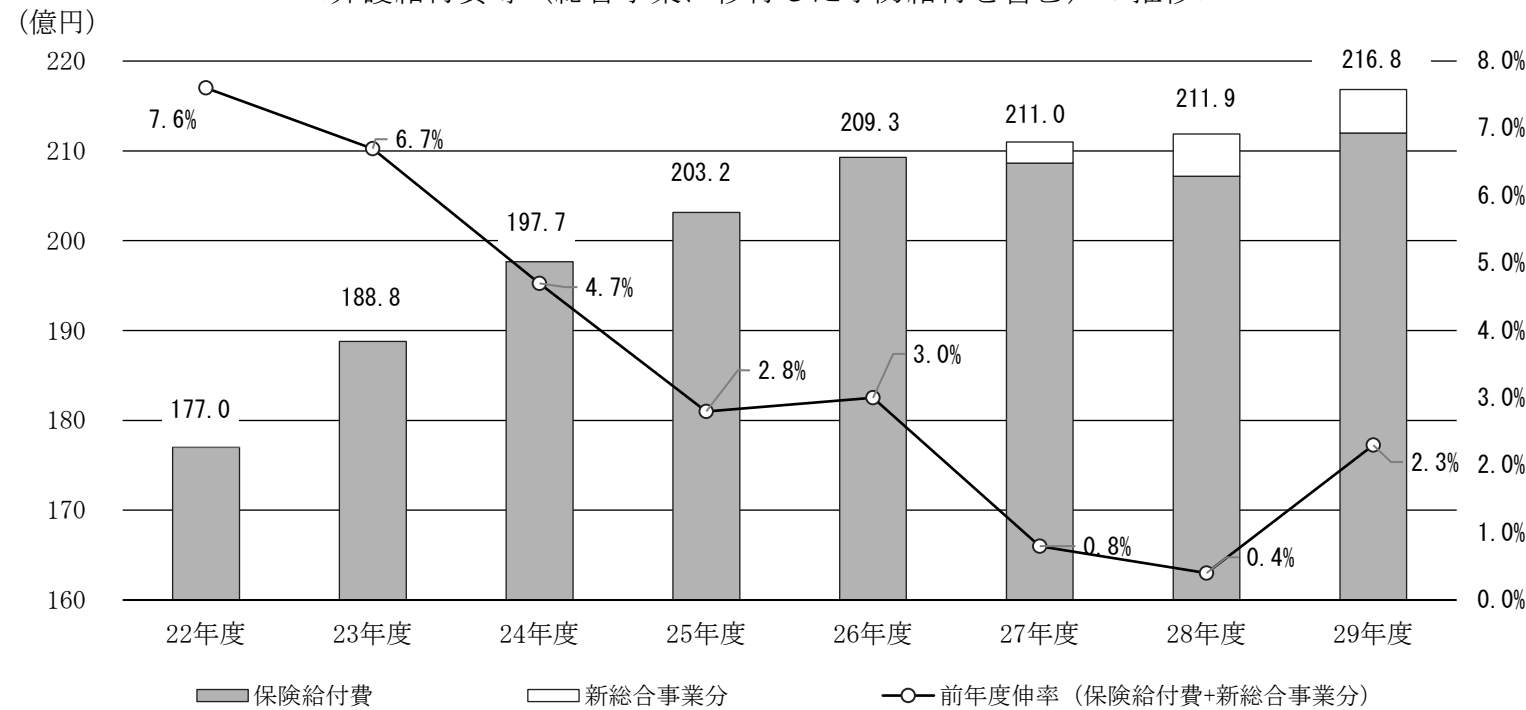
(2) 第6期介護保険事業計画評価について

○ 第6期介護保険事業計画期間の計画値と実績値の比較

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	計画値 (a)	実績値 (b)	b/a (%)	計画値 (a)	実績値 (b)	b/a (%)	計画値 (a)	実績値 (b)	b/a (%)
高齢化率 (%)	29.5	29.6	+0.1	30.1	30.3	+0.2	30.7	30.9	+0.2
認定者数 (人)	13,417	13,040	97.2	13,684	13,029	95.2	13,871	13,176	95.0
要支援1・2 チェックリスト	3,496	3,267	93.4	3,526	3,212	91.1	3,629	3,309	91.2
要介護1・2	4,890	4,814	98.4	5,042	4,931	97.8	5,112	5,008	98.0
要介護3・4・5	5,031	4,959	98.6	5,116	4,886	95.5	5,130	4,859	94.7
介護給付費等 計 (千円)	21,664,546	21,098,198	97.4	22,162,854	21,189,315	95.6	22,619,782	21,684,876	95.9
介護給付費(市町村特別給付 含む)(千円)	21,398,526	20,863,512	97.5	21,682,615	20,717,154	95.5	22,181,279	21,200,863	95.6
総合事業(千円)	266,020	234,686	88.2	480,239	472,161	98.3	438,503	484,013	110.4

※高齢化率・認定者数は各年度10月1日現在の数値

<介護給付費等(総合事業に移行した予防給付を含む)の推移>



区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保険給付費 (億円)	177.0	188.8	197.7	203.2	209.3	208.6	207.2	212.0
新総合事業 (億円)	-	-	-	-	-	2.4	4.7	4.8
総額(億円)	177.0	188.8	197.7	203.2	209.3	211.0	211.9	216.8
前年度伸率 (%)	7.6	6.7	4.7	2.8	3.0	0.8	0.4	2.3

<介護保険給付費等の比較>

(単位:千円)

区 分	第6期計画値	第6期実績値	比較増減
介護給付費等計	66,447,182	63,972,389	△2,474,793
内訳			
介護給付費	65,262,420	62,781,529	△2,480,891
総合事業	1,184,762	1,190,860	6,098

<介護保険料(月額・基準額)の推移>

<財政調整基金>

- ・第5期:6,525円(全国3位)
 - ・第6期:6,358円(全国100位)
 - ・第7期:6,483円(全国233位)
- ・第6期残高:796,693千円

<検証・評価>

1 要介護認定者数の推移

- ・平成27年度～29年度の3年間の要介護認定者数は、いずれの年度も計画値を下回り、平成29年度では、計画値より5.0%、695人下回った。
- ・特に、要支援1・2及びチェックリスト該当者数は計画値より8.8%、320人下回った。これは、平成27年度から新たに介護予防を目的に取組を開始した、「地域支え合い事業」や介護保険事業所における「自立支援・重度化予防」を目的とした「総合事業」の取組の成果等により、自立している高齢者が増加したものと思われる。

2 介護給付費等の推移

- ・要介護認定者数は、第6期介護保険事業計画の計画値を下回り、特に中重度な介護状態の人が減少したことなどから、介護給付費等の実績も計画値を下回り、3年間の合計では2,475,596千円減となった。(平成29年度の介護人材の処遇改善のための報酬改定:改定率1.14%含む)

3 地域支え合い事業の取組

- ・平成27年4月から、28の地域自治区で地域支え合い事業を開始した。合併前15区においては、住民組織化に向けた取組を行ったことにより、8区(金谷区、諏訪区、和田区、津有区、三郷区、高士区、有田区、谷浜・桑取区)において住民組織化が図られ、事業を委託することができた。
- ・要介護状態への移行の予防を目的に介護予防教室を実施した結果、チェックリスト該当者、要支援1・2の認定を受けている人のうち、要介護1以上になった人の割合について、全市平均の18.9%に対し、介護予防教室の参加者にあつては7.6%と低い結果となり、事業の成果が見られている。

4 介護予防・日常生活支援総合事業の取組

- ・介護保険事業所の総合事業の緩和したサービスは、現行相当のサービスを実施している事業所の9割が指定を受け実施しており、サービス提供内容も事業所ごとに鋭意工夫した内容で実施されている。

(3) 第7期介護保険事業計画について

これまでの取組

(1) 人権を尊重した高齢者福祉の推進

(2) 地域包括ケアシステムの構築

- ① 介護予防の推進
- ② 生きがい・居場所づくりの推進
- ③ 高齢者の見守り・地域支え合いの推進
- ④ 認知症施策の総合的な推進

(3) 均衡のとれたサービス基盤の整備

これまでの取組の検証結果

- 重症化予防等の取組により、要介護認定率が計画値よりも減少し、更に要介護4・5の重度な介護状態にある人が減少したことにより、介護保険給付費が計画値より減少。
- 新総合事業の順調な事業の実施。
 - ・ 疾病の重症化予防及び自立支援を促進するための、ケアプランの作成。介護保険事業所による創意工夫を凝らしたサービスの提供。
 - ・ 全ての地域自治区において通いの場の継続的な運営と高齢者福祉をきっかけとした、地域づくり活動を推進。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組
 - ・ 妙高市と合同で在宅医療・介護連携推進協議会を立ち上げ、地域包括ケアシステムを更に推進し、上越医師会内の上越地域在宅医療推進センターとも連携。
 - ・ 市内を11圏域に分ける包括の再配置を決定し、プロポーザル方式による事業者選定を行い、平成30年4月からの包括の機能強化を図る。
- 認知症初期集中支援チームによる早期からの認知症の人や家族への支援体制を構築。

これらの現状を踏まえて

介護保険制度の主な改正内容【国】(介護保険法改正 平成30年4月～)

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ① 自立支援・重症化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
 - ・ 介護予防、重症化防止等の取組内容と目標の設定
 - ・ 財政的インセンティブの付与の規定
- ② 医療・介護の連携の推進等
- ③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等
 - ・ 介護保険と障害者福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

2 介護保険制度の持続可能性の確保

- ① 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする
- ② 介護納付金への総報酬割の導入
 - ・ 各医療保険者が納付する介護納付金について、被用者保険間では「総報酬割」とする

上越市第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画

今後の取組の目標

＜地域包括ケアシステムの深化・推進＞

- ① 介護予防・重症化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
 - ・ 要介護認定状況の分析、保健師・栄養士による高齢者健康支援訪問事業を始めとした、個別保健指導による生活習慣病等の重症化予防を充実
 - ・ 軽度の要介護認定者に対し、保健師・栄養士が介護支援専門員と連携しケアプランを作成することで、介護の重度化予防を図る
 - ・ 増加する認知症、筋骨格系疾患予防のための市民啓発を継続して実施
- ② 地域包括支援センターの再配置を行い、28区を全てI型でカバーし、13区にサテライトを設置
- ③ 在宅医療・介護連携の推進…協議会の議論を経た医療・介護の具体的施策の推進
- ④ 認知症施策の推進…国の新オレンジプランに基づき、市の実態に応じたプランの作成
- ⑤ 地域ケア会議の推進…地域の課題に対応した支援策の協議及び取組の推進
- ⑥ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進…地域の住民同士による、地域支え合い体制の構築及び推進
- ⑦ 共生型サービスの開始により、障害福祉から介護保険への切れ目のない支援を推進
- ⑧ 老後について自分のこととして理解し、すこやかに老いるための市民啓発を継続して実施

＜高齢者福祉施策の充実＞

- ① 高齢者の見守り支援の強化・日常生活支援の拡充
 - ・ 地域住民、事業所、関係機関、行政等の連携強化による地域全体で高齢者を見守る体制づくりと日常生活支援制度の充実
- ② 高齢者の積極的な社会参加や交流の場づくりの推進
 - ・ 高齢者の生きがいと健康づくりを支援するとともに、活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりを支援

当市の将来像

2025年(平成37年)の当市の姿

- ① 高齢者が住み慣れた地域でサービスや支援を受けるなど地域支え合いの体制が構築されている状態
- ② 一人ひとりが介護予防の重要性を認識し、生活習慣病等の重症化を始めとして介護予防に取り組んでいる状態
- ③ 家族や地域の人々が認知症を正しく理解し全ての認知症の人が安全・安心な生活を営んでいる状態
- ④ 重度な要介護状態になっても、24時間365日安心して快適な生活を送ることができるよう、医療・介護・住まいなどの環境が充実している状態

上越市第6次総合計画

- 高齢者福祉の推進
- 市民活動の促進
 - ・ 戦略1(暮らしの安心感を高める「つながり」の構築)

上越市健康増進計画

- 生活習慣病の発症予防と重症化予防
 - ・ 健康寿命の延伸
 - ・ 健康格差の縮小

上越市データヘルス計画

- 健康・医療情報を活用しながら、脳血管疾患・虚血性心疾患、糖尿病性腎症による新規透析患者を減らし、健康格差を縮小する。

上越市障害者福祉計画

- 障害福祉の推進にかかる理念や基本的な施策の方向を定めるとともに、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保する。

(4) 第7期介護保険事業計画期間における施設整備について

- ・認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護の公募結果について

1 募集施設の内容等

施設種別	開設年度	整備数 定員等	募集地域 (日常生活圏域)
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	31年度	1事業所 (18床)	全市域
(介護予防) 小規模多機能 型居宅介護	31年度	2事業所	全市域

2 決定事業者及び整備地域等

施設種別	整備事業者	整備地域 (日常生活圏域)
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	株式会社 リボン	城東
(介護予防) 小規模多機能 型居宅介護	社会福祉法人 上越あたご福祉会	城北

※応募のなかった(介護予防)小規模多機能型居宅介護1事業所については、再公募を平成31年度に実施予定

(5) 上越市版オレンジプランの策定について

1 趣旨

当市においては、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が顕著となり、介護認定データから認知症状により日常生活に支障が生じる「日常生活自立度Ⅱa」以上の認知症の人は、平成30年10月1日現在、9,363人となっており、自然推計によると平成37年(2025年)には1万人を超える見込みである。

当市では、この間、介護保険事業計画に基づき、認知症に関する様々な取組を展開してきた。今回、「上越市版オレンジプラン」の策定に当たり、認知症に関する課題を整理し、新たに認知症の人やその家族の声を反映した取組を一体的・効果的に実施することにより、市民が認知症を正しく理解し、全ての認知症の人が安全・安心な生活を送ることができる状態を目指すこととしている。

また、認知症の発症及び重症化予防の取組を強化し、認知症により日常生活に支障が生じる認知症高齢者数を平成37年度では1万人以下とすることを目指す。

(参考 認知症高齢者数(日常生活自立度Ⅱa以上)の推移と推計(各年10月1日))

区 分	平成27年	平成29年	平成32年	平成37年
65歳以上人口	58,761人	60,395人	61,909人	61,336人
高齢化率	29.6%	30.9%	32.4%	33.6%
認知症高齢者数	8,822人	9,009人	9,579人	10,104人
65歳以上人口に占める割合	15.0%	14.9%	15.5%	16.5%

2 計画期間

平成31年度～37年度(国の新オレンジプランの戦略に合わせ、必要に応じて改訂する)

3 協議機関

上越市介護保険運営協議会

4 市議会への報告

12月定例会の会期中に所管事務調査を実施

5 市民への周知

平成31年3月に市民啓発講座を開催する

内容：上越市版オレンジプラン、稲作ケア、認知症対策の最前線

6 2025年の目指すべき姿(第7期介護保険事業計画から)

市民が認知症を正しく理解し、全ての認知症の人が安全・安心な生活を送ることができる状態

上越市版オレンジプラン（案）～当事者や家族の声を反映した今後の取組と目標～

●当事者・家族の声を反映した今後の取組

Ⓜ：継続 Ⓞ：充実 Ⓝ：新規、開始年度

<目標>

(1)認知症の正しい理解の啓発と認知症予防の取組の充実

これまでの取組	課題
①認知症サポーター養成講座の開催	・認知症の理解及び予防についてより多くの市民への啓発が必要 ・当事者、家族の思いを理解できていない
②市民啓発講座の開催（稲作ケア、認知症対策）	
③認知症予防の講座の開催（地区単位で開催）	

<当事者の声>

- ・馬鹿にしたり、年寄り扱いして欲しくない
- ・家族に叱られてばかり。家族に申し訳ない。
- ・何度も同じことを聞いても怒らないで欲しい。
- ・何でもできるのにやらせてくれない。あれもダメ、これもダメと言われる。全てダメな人間という目で見ないで欲しい。

<家族の声>

- ・認知症の親のこと家族のこと隠したい。
- ・周りの目が気になる。
- ・認知症に対してマイナスイメージが強い。

- Ⓞ 認知症サポーター養成講座の拡充（年間 2,300 人）
- Ⓞ 認知症予防の取組の充実
- Ⓞ 市民啓発講座の開催（年 2 回）
- Ⓝ H31～国作成当事者の声を反映したガイド、市作成の当事者・家族の声の活用
- Ⓝ H31～地域包括支援センターの実態把握訪問や地域での講座で啓発チラシを配付
- Ⓝ H32～市の健診等で物忘れチェック→各種相談、医師の無料相談会、医療機関受診等へつなげる

- ・市民が認知症の人や家族の思いを理解することができる
- ・市民が認知症に関心を持つことができる
- ・市民が病気である認知症について理解し、認知症の予防に取り組んでいる（認知症高齢者数：H37年度 1 万人以下）

(2)認知症の状態に応じた医療・介護等の適切なサービスの推進

これまでの取組	課題
①認知症初期集中支援チームによる早期からの相談支援体制	・当事者、家族の希望に合ったサービスが必ずしも十分に提供されていない
②認知症地域支援推進員の配置（医療や事業所の連携支援）	
③医療と介護の連携強化（ICT、認知症ケアパス、認知症地域連携パス、もの忘れ連絡箋）	
④成年後見制度の普及	
⑤介護保険サービスの提供	

<当事者の声>

- ・仕事を頑張りたいけど、クビになるかも。
- ・外に散歩や草取りをしたいが、家族に止められた。趣味活動を続けたい。楽しみたいが、うまくいかない。
- ・私は、できることが多い。自分のことは自分でしたい。家族が役割を少なくしてくれて、今は楽しんでいる。
- ・自分ではまだまだやれているけど、周りは必要以上に心配してくる。

- Ⓜ 認知症初期集中支援チーム、医療と介護の連携強化、介護保険サービスの提供
- Ⓞ 認知症地域支援推進員の活動の拡充
- Ⓞ 成年後見制度の周知の強化
- Ⓝ H31～地域包括支援センター職員向けの相談対応力向上研修会の開催
- Ⓝ H33～認知症の人の雇用促進に取り組んでいる事業所を優良事業所として表彰
- Ⓝ H34～稲作ケア・オレンジレストラン、農産物・加工品のなどの販売等

- ・認知症の人や家族が認知症の状態に応じた適切な医療や介護等のサービスの提供や支援を受け、安心して過ごすことができる
- ・認知症の人を理解し、雇用などにより支援を行っている事業所が増える（市内事業所の 1 割）

(3)認知症の人と家族への支援の推進

これまでの取組	課題
①認知症カフェの開催（地域自治区ごとに開催）	・身近で気軽に集える場所や就労・活動等について相談できる場が少ない
②サロンの開催（地域自治区ごとに開催）	

<当事者の声>

- ・認知症になったのか自分で判断できない。
- ・心の中に霧がかかっているみたい。
- ・できていたことができなくなってショックだ。
- ・なかなか病気を受け入れできない。
- ・行きたくないけど、デイサービスに行かされる。

<家族の声>

- ・できないのにできるという。対応の仕方がわからない。
- ・物忘れなのか、認知症なのかわからない。
- ・デイサービス以外に行く所、居場所がない。

- Ⓜ 地域支え合い事業を実施し、居場所を確保し、サロン等での役割を創出する
- Ⓞ 認知症カフェの開催及び内容の充実
- Ⓞ 気軽に相談し集える場の提供（事業所、公共施設）
- Ⓝ H31～認知症の人への接し方講座の開催
- Ⓝ H31～認知症なんでも相談窓口の開設
- Ⓝ H33～夜間に家族の集いを開催
- Ⓝ H34～認知症の人の就労支援・活動支援の窓口の開設

- ・認知症になっても気軽に集える場所がある
- ・認知症になっても活躍する場がある
- ・地域で認知症に関して気軽になんでも相談できる場がある
- ・認知症の人に対し、認知症の人の家族や支援者が不安なく接することができる

(4)認知症の人とその家族にやさしい地域づくりの推進

これまでの取組	課題
①認知症高齢者の見守り支援、見守り体制の構築	・認知症高齢者を地域で見守る体制が不十分

<家族の声>

- ・夫が認知症になって世間に気付かれないようにしようと思っていたが、本人に無理をさせていることだと気付いた。夫が認知症だと言えるようになってから夫の行動も理解しながら介護しようと思うようになった。
- ・私の親は自慢の親なので、認知症だと認めたくない。

- Ⓞ 認知症高齢者の見守り支援の強化
- Ⓝ H32～認知症の人が自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れるよう地域ぐるみで支援する
- Ⓝ H34～認知症徘徊模擬訓練の実施

- ・認知症になっても不安なく地域で生活することができる
- ・地域住民が認知症を理解し、地域ぐるみで見守り、支え合いを行っている

2025年
目指すべき
姿

市民が認知症を正しく理解し、全ての認知症の人が安全・安心な生活を送ることができる状態